

国賠ネットワーク NO.123

2010.5.15

発行:奇数月 定例会:偶数月第1木曜日 神田駅「エリゼ」
年会費 2000円 郵便口座 国賠ネットワーク 00200-2-6473

<http://www.jca.apc.org/kokubai> ¥200

〒235-0045 横浜市磯子区洋光台4-26-18 土屋方 TEL 045-831-4993

一人ひとりの人権の根っこ

昔むかしの話でうろ覚えだが、中学の教科書に「ギンシャ都市国家の 直接制民主主義」の解説に絡んで、近年までスイスのどこかで、町の行政を決めるのに代議制を取らずに直接、町民が参加し、議論して決めたといふ。その後、衆愚政治という言葉を知り、裁判という国家装置の中で自分がむき出しにされる「厳粛なウン」を学んだ。

この国は、お上が何かをしてくれるのを期待して待つという習俗が染みついている。罪のない無垢な庶民と否応なく穢れ役を行う支配権力との、インビな共犯関係を築いてきた。人を裁く、まして死刑なんてとんでもない、そんなことは私たちが手を染めることじゃない、という訳だ。そうした風景の中に、裁判員制度もある。

埼玉弁護士会会長の佐藤某は、「裁判員制度はいらない」の集会で、こんなふうに「共犯関係」を語っている。

「……私は、裁判員制度に反対です。法律について、素人の人が集まって審理しても意味がありません。時間と金の無駄です。世の中には色々な人がおり、全ての人が裁判員に向く人とは限りません。理屈抜きで、感情論だけを強調する人も多々おられます。もっと端的に言えば、他人を殺傷したような人が裁判員になったら、どうなるのでしょうか。また、裁判員には法律の知識はいらないという説明ですが、はたして本当でしょうか。刑の判定や、量刑の程度は、法的な知識や過去の判例等を知らなければ出来ないはずで、第一、難しい司法試験に合格されて、裁判官や弁護士になられた方々に失礼です。」……見えない糸に絡まれたムラ社会の意識は、いわしの群れのように、目立つ端や底辺から喰われていくことで、全体を守る。この、個々の人権破壊を生け贄として受け入れる意識が、生き残ったものの優しさを育む。皮肉れば、美しき庶民ファンズム、だ。

乱暴な言い方に聞こえるが、裁判員裁判、やったらいい。それに伴う制度的（重大事件の限定枠を広げ選択制に）、手続き的（公判前整理や証拠開示など）次陥は、「方法の問題」として正していかなければならない。しかし、この冤罪・人権議論の本質的なテーマは、時間はかかっても、一人ひとりの自己確立だと思う。生きていることの質量を足裏と素手で感じ、仕舞い込んでいた自立的な生きる力の復権＝自分の言葉の獲得ではないのか。

民衆の暴力や間違い、そして民衆が失敗するという歴史を回避してきたこの国で、年間5万人といわれる裁判員が初めて、国家機能と同じおぞましい自分と出会う。こうした議論と混乱こそが、知の認識としての「私」を自立させ、将来、この国の人権意識を成熟させるのだと考えている。国賠の本質も同じ。国に人権を守ってもらうことではない。社会正義の衣もまどが、究極は、「怨」とか「恨」といったきわめて個の身体的な言葉だ。生きて、感じて、存在するといふ、そんな「私」の尊厳のために、だから螻蛄の斧さえ振るうのだ。 【松永 優】